平成２８年（フ）第２５１号
静岡県富士宮市外神2199番地の１　県営富士宮北団地Ｇ－504
債務者　ＦＵＧＩＮＯ　ＪＵＬＩＡＮＡ　ＳＡＹＵＲＩ（フジノ　ジュリアナ　サユリ）
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３２２号
愛知県豊田市青木町１丁目31番地２　青木ヒルズアルファー３　204号
債務者　馬場　竜則
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８６号
愛知県岡崎市本宿町字棚田１番地６　県営住宅　９－403
債務者　恒川　昌京
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
高知市介良乙2803番地３　スクールサイトＣ棟201号
債務者　大西　勇斗
１　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２７９号
高知市塚ノ原128番地42　中棟
債務者　岡村　　舞
１　決定年月日時　平成29年１月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８７号
高知県高知市一宮西町１丁目39番７号
債務者　前田　真実
１　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１７号
高知市潮新町１丁目２番45号　ユートピアⅡ201
債務者　刈谷　恵子
１　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７号
北九州市若松区青葉台西５丁目９番14号
債務者　濱崎　幸子
１　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７１号
秋田県横手市十文字町植田字植田43番地２
債務者　土田美穂子
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第３５３号
和歌山県橋本市隅田町中下197番地の35
債務者　長瀧　健二
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３号
北海道山越郡長万部町字長万部431－303　コーポゆうせいか101号、住民票上の住所北海道北斗市七重浜４丁目29番７号　サンシティタカダ103号室
債務者　河村　政美
１　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６９号
宮城県石巻市中里５丁目２番６－502号
債務者　齊藤　　茜
１　決定年月日時　平成29年１月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１８１５号
愛知県春日井市小野町６丁目８番地　竹花ハイツ103号
債務者　山佳　敏嗣
１　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４９１号
大阪市鶴見区諸口６丁目４番２－807号
債務者　小林　　亨
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６６９号
大阪府吹田市高野台１丁目５番Ｂ19－106号
債務者　奥江紀代子
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８２６号
大阪市平野区喜連１丁目７番24号
債務者　津田　敏治
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８８８号
大阪府摂津市正雀１丁目２番７－208号
債務者　大久保守夫
１　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部